令和9年度

入園等の申込みに関する確認書

※全ての事項をお読みになり、確認欄（□）にチェック（✔）の上、署名をお願いします。

〈入園の申込みについて〉

1	認定こども園・保育園等の利用申請にあたり、「教育・保育給付認定申請書兼認定こども園・保育園・地域型保育事業利用申請書（施設等利用給付認定申請書を含む）」及び添付資料の写しを内定した園に提供します。	確認しました □
2	認定こども園（2・3号認定を受ける場合）・保育園、地域型保育事業の入園は「保育を必要とする事由」に該当することが要件で、該当しない場合は申込受付できません。また、入園後に「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は退園となります。 認定こども園に入園する児童のうち、1号認定の児童でかつ新2号認定を受ける場合も、「保育を必要とする事由」に該当することが要件で、該当しない場合は一時預かり（幼稚園型）の利用料が無償化の対象にはなりません。また、入園後に「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は無償化の対象外となります。	確認しました □
3	提出された書類を返却することはできませんので、必要な場合は申請前にコピーをお取りください。	確認しました □
4	(新規入園・転園の方へ) 入園を希望する園を見学し、説明を受けるようお願いします。園によって教育・保育方針やアレルギー対応、育児休業中の保育、送迎等が異なります。また、保育料以外に諸費用がかかる場合もあるため、必ず確認をしてください。	確認しました □
5	(新規入園・転園の方へ) 入園（転園）は各月1日からです。月途中の入園（転園）はありません。また、入園（転園）当初は児童が園に慣れるための「慣らし保育」があります。期間は園や児童の状況等により異なります。	確認しました □

〈入園内定後、入園後の手続について〉

6	申込内容に虚偽があった場合は、入園の内定を取り消します。	確認しました □
7	「保育を必要とする事由」について、利用調整時と入園時で状況が異なる場合は、認定の取消しや退園となる場合があります。（例：就労を理由に入園申請を行ったが、入園前に退職していた場合など）	確認しました □
8	入園後、保護者の仕事等が変わった、仕事を辞めたなど、「保育を必要とする事由」が変更になる場合は、速やかに「認定変更申請書兼届出書」と「就労証明書」などの「保育を必要とする事由」を証明する書類をご提出ください。 申請の内容と事実が異なる場合や変更が生じたにも関わらず届出がない場合は、認定の取消しや退園となる場合があります。	確認しました □
9	「保育を必要とする事由」について、 ・求職活動を理由とした在園期間は3か月です。(就労が決まった場合は、就労証明書の提出が必要です。) ・妊娠・出産を理由とした在園期間は、出産（予定）月を起算月とし、出産前3か月から出産（予定）後3か月までの最長7か月です。 ・既に保育を利用している児童がいて、育児休業期間中も継続して利用が必要な場合、育児休業を理由とした認定期間は育児休業に係る児童が1歳になる日が属する月の末日までです。 ・そのほか、就労や就学、疾病や介護などを理由にした認定期間は、就労先等が各種証明書等で記載した期間が認定期間となります。 ※ 認定期間終了後は退園となります。引き続き入園を希望する場合は、新たに「保育を必要とする事由」を証明する書類を認定期間が終了する日までにご提出いただく必要があります。	確認しました □
10	認定区分の変更（2号→1号、1号→2号、3号（満3歳を迎えた日の翌月からで認定こども園のみ）→1号、新2号認定、2・3号認定で標準時間・短時間の変更等）を希望する場合は、締切日までに「認定変更申請書兼届出書」と「就労証明書」等の「保育を必要とする事由」を証明する書類をご提出ください。締切日までに提出がない場合、希望月での変更はできません。	確認しました □
11	「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合や転居等により園を退園する場合は、退園届を提出してください。	確認しました □
12	入園後、1か月を超えて欠席した場合は退園となります。	確認しました □
13	(日田市に転入予定の方へ) 入園の申込みをされた日田市に転入予定の方で、入園を希望する月の前月末までに住民票が日田市にない場合は、入園の内定を取り消します。	確認しました □
14	(育児休業明けの復職に合わせて入園を希望する方へ) 育児休業明けの復職に合わせて入園する場合で、復職する時期、復職後の就労日数・就労時間などが、利用申請の際に提出した就労証明書から変わる場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。	確認しました □

上記のことを確認し、了承しました。

確認日 令和　　年　　月　　日　　保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿